

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか。

乳幼児教育・保育における子どもの情動の発達については伝統的な発達心理学の影響が強く、罪悪感や恥や優越感といった社会的な情動は2歳後半から発達が始まることが定説となっている。この見解に対し、本論文は、保育実践の視点から、罪悪感の初期反応は1歳の乳幼児にも認められると仮定し、乳幼児のルール違反場面での反応を詳細に観察し、保育者の状況解釈からの意味づけをもとに、罪悪感の芽生えとなる情動表出を「後ろめたさ」と定義した。そして、「後ろめたさ」の表出と発達的变化を分析し、1歳児における罪悪感の存在とその特徴を示した。さらに、考察においては、保育実践的な主観的解釈の考察に終始することなく、情動の発達心理学的な研究から学術的に本研究結果を位置づけ、新しい研究課題と方向性を提出した。このように本論文は学術的にユニーク、かつ意欲的な取り組みの成果であり、それは乳幼児の保育実践を深化させる可能性を有しており、学術的、および教育・保育実践的に意義があると判断できる。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか。

本論文は、まず罪悪感に関する発達科学論文の動向と、主要理論及び多数の研究論文の展望を行い、それらをもとに罪悪感の定義を明確に行っている。そして罪悪感の個人内要因と環境要因の影響、特に人間関係や教育・保育の影響について詳細に整理している。先行研究と教育・保育実践上の解釈をもとに「1歳児の罪悪感の芽生えとしての後ろめたさ」の仮説を論理的に引き出している。そして、3種類の研究において、1歳前後の乳幼児の行動観察からエピソード分析を行い、仮説を検証し、結果を学術的、さらに教育・保育実践的に考察している。これらの研究のプロセスは保育学、発達心理学的に妥当である。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか。

3種類の研究では「罪悪感の表出の種類と保育者の対応」について、罪悪感の芽生えとなる具体的な表出を自然な保育場面において観察し、分析している。その際、罪悪感表出の状況を詳細に記録するだけでなく、担当保育者によるその状況の解釈も聞き取り、乳幼児の行動の意味づけを行っている。具体的な状況の中での乳幼児と保育者が共有する意味はチェックリストによる観察法や量的分析法では捉えることはできない。本論文では保育者の主観的な解釈を積極的に利用し、乳幼児の行動の発達科学的な理解と照らしあわせることにより、罪悪感の表出に関係する行動特徴を示すことに成功した。言葉による報告ができない乳幼児を対象にする場合、乳幼児と生活を共にする大人の主観を分析対象にすることは保育学の分野では多用される方法の1つである。本論文は主観的な解釈だけでなく、それを裏づける発達科学の知見からの解釈を加え、さらに複数の乳幼児を対象にし、多くの状況の中での行動を観察することで、研究結果の妥当性と信頼性を高めている。これらのことから本論文の研究資料の収集と分析は適切であるといえる。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

本論文では、1歳児に罪悪感の初期発達を示す「後ろめたさ」の表出が見られることを示しただけでなく、その表出に保育者のかかわり方がポジティブであったかネガティブであったかという状況的な要因との関係、および乳幼児の社会的参照が認められるかといったプロセス要因の介在の有無によって、表出のパターンが異なることを示した。また、複数の乳幼児の観察からは気質的な影響に関する推測も考察に加えている。そして、1歳前後の罪悪感の表出のプロセスを図式化し、伝統的な発達心理学的な知見に本論文の成果を位置づけ、従来の理論を発展的に考察した。これらの考察と結論は、そのプロセスと内容とも妥当であり、学術的に高い水準に達している。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

本論文は、1歳前後の乳幼児を対象にし、観察手法をとることにより、日常で起こりうる多様な文脈にて表出される罪悪感を分析することに成功した。罪悪感の初期として位置づけた「後ろめたさ」は、この時期の乳幼児がもつ行動パターンの中でも、非言語的な視線や態度に特化したものであり、罪悪感の初期形態としての表出の特徴を示したといえる。1歳前後であっても、乳幼児と保育者との相互作用の中で、罪悪感が育つという発達プロセスを提出した意義も大きい。また、日本の道德教育にとっても、保育所保育指針で乳児期に重視されている「身近な人と気持ちが通じ合う」というスタートから、幼児期のきまりの存在に気づき、相手の気持ちを考えながら守っていく段階へと発達する際の保育者の教育・保育方略について示すことができた。このように、本論文は学術的に独自性が高く、研究成果も学術分野だけでなく、教育・保育実践的にも大きな意義を有するといえる。

以上の点を総合的に判断し、審査委員会は全員一致して、本論文が東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の博士（教育学）学位授与に十分に相応しい優れた研究であると評価した。